

## 徒然草の執筆年代について (II)

宮 内 三 二 郎

### A study on Tsurezuregusa (II)

Sanjiro MIYAUCHI

#### (承 前)

13. 156 段 (「大臣の大饗はさるべき所を申しうけて行ふ、常の事なり。……」)。

「大臣の大饗」については、「御遊抄・任大臣」に、つぎのようなきわめて重要な記事がある。

自正中二年至建武元無大饗。建武三年改有内大臣大饗。無御遊。……

つまり、正中2年(1325)から建武元年('34)までの10年間は、大臣の大饗は行なわれなかったが、建武3年に内大臣の大饗が行なわれた、ただし御遊は行なわれなかった、というのである。

(「統群書類従本」に「建武三年」とあるのは、文意からみても、またつぎに引く「統史愚抄」の記事からみても、「建武二年」の誤りであろう)。

他方、「統史愚抄」の正中元年4月27日の条に、

今夜右大臣経忠行大饗、尊者内大臣実衡。……次内大臣実衡、借請式部卿恒明親王第、行大饗、尊者右大臣経忠……

という記事があり、その後建武元年まで、大饗の記事はみられず、建武2年2月16日の条に至って、

内大臣経通行大饗。依世上不静罷遊云。

とあり、上記の「御遊抄」の記事を裏付けている。よって本段(152)は、前2項で建武のころの執筆と推定した152~5段(特に152~4段は建武2年)の次に位置しているからには、これまた建武2年(1335)、ひさかたぶりに「大饗」が催されたに当って、先例を想起して書き留めたものであることには万々相違あるまい。この点について、安良岡康作氏は、「任大臣の大饗の一時中絶していることについて、兼好が古来の例を挙げて、故実を読者に示そうとした意図があったのかも知れない(「徒然草全注釈下」128ページ)と言われたが、兼好が「故実を読者に示そうとした意図」を抱いた動機は、「一時中絶していた」大饗が、珍らしくも行なわれた、ということにあったに相違ない。そして、その「故実」の一つは、上記「統史愚抄」にみえる「内大臣実衡、借請式部卿恒明親王第、行大饗」であつたらしい。この「内大臣実衡」は、本段のすぐ前の152段の「西園寺内大臣殿」である、という点も、私の推定を強く裏付けている。

14. 163 段 (「太衝」の太の字……。もりちか入道申し侍りしは……。)。

本段の記事について、まず指摘しておきたいのは、

……陰陽のともがら、相論の事ありけり。もりちか入道申し侍りしは、「……」と申しき。

とあって、助動詞「けり」と「き」が使い分けられていることである。徒然草における「き」と「けり」の用法の通例からすれば、作者は「陰陽のともがら」の「相論」の場には居合わせておらず、伝聞によってこれを記したのであり、他方、「もりちか入道」の言葉は、直接本人の口から聞いたものと解される。おそらく兼好は「相論」の話を人伝てに聞き、それをたまたま「もりちか入道」に伝えたところ、「もりちか」が兼好に自分の所見を語ったのであろう。従ってまた、「もりちか」も相論の場に同席してはいなかった、とみななければならない。私がこのことを取り立てて指摘するのは、「もりちか入道」が何者であるかを考証するには、彼がかならずしも「陰陽のともがら」であったとは限らないということと、また作者兼好はこの「もりちか」と昵懇の間柄であったらしいということ、念頭に置く必要があると思うからである。

さて、従来「もりちか」については、「公卿補任」にみえる「藤盛親」がこれに擬せられながら、結局、確認がためられ、「不明」、「不詳」ということに終わっているようである（川瀬一馬氏《講談社文庫「徒然草」120ペ）ほか一、二の学者は「盛親」説をとっておられる）。これはもっぱら、「公卿補任」の延元元年の盛親の条に、「四月六日出家（依後伏見院御事也）」とあるためで、もし「もりちか入道」がこの盛親であるならば、本段の執筆は延元元年以後ということになり、かの橘氏の成立年代説に抵触するからである。私は、「もりちか」はこの盛親に相違ないと思う。

「公卿補任」の正慶2年（'33）の記事によれば、盛親は「故入道従二位兼行卿三男」で、延慶2年以來、刑部卿・左馬頭・内蔵頭・大蔵卿を歴任し、その間正和2年（'13）正四位下に叙せられ、正慶2年（'33）正月5日には従三位非参議となったが、同年5月17日、詔命（後醍醐帝）によってこれを止められ、正四位下の本位に復せしめられた。しかし建武2年（'35）にはふたたび従三位非参議の地位に返り咲いたようである。翌3年（延元元年）には、前記のように、後伏見院の崩御によって出家した。

父の兼行は、「増鏡」にかなりしばしば登場する楊梅二位兼行で、同書「老のなみ」には、

楊梅の二位兼行、ひわりごどもの、心ばせありて仕う奉れるに、雲雀といふ小鳥を萩の枝につけたり。源氏の松風の巻を思へるにやありけむ。為兼朝臣を召して、本院後深草「かれはいかゞ見る」と仰せらるれば、「いと心え侍らず」とぞ申しける。……

とある。彼は「新後撰集」に1首、「玉葉集」に8首、「風雅集」に8首、それぞれ入集しているが、「続千載」と「続後拾遺」にはみえない。この兼行も、嘉元2年（'04）5月、後深草院の崩御によって出家した。子の盛親は、「風雅集」に6首入集しているが、父と同じく「続千載」「続後拾遺」には見当たらない。

以上によって、兼行、盛親父子ともに、持明院統にきわめて近く、歌人としては京極派に属していたであろうことが知られる。（盛親は、持明院統の花園院の「宸記」にも、文保元年5月24日の

条に、「盛親朝臣語曰………」とある。当時彼は内蔵頭であった)。

つぎに、もりちか入道が見たという「御記」の所在場所である「近衛関白殿」は、岡本関白家平またはその子経忠の家か、経忠の従弟にあたる基嗣の家の二者が考えられる。

(家平については、66段に、

岡本関白殿、盛りなる紅梅の枝に、鳥一双を添えて、この枝に付けて参らすべきよし………。

花に鳥付けずとは、いかなる故にかありけん。長月ばかりに梅の作り枝に雉をつけて、「………」と言へる事、伊勢物語に見えたり。………

とあって、前掲の「増鏡」の記事とすこぶる似通うところがあり、私はこれをも、私の〈増鏡作者兼好〉説の一傍証としたい。また「増鏡・秋のみ山」には、この家平の中年以後の男色耽溺がことこまかに記され、そこにはその子経忠の名も出ている。

本段の記事内容当時の「近衛関白」は、この三人のうちのいずれかであると思われるが、正和2年('13)~同4年('15)の間に関白であり、正中元年('24)に薨じた家平は、世代的に言って、おそらく当らないであろう。もっともその子経忠がそれであるとすれば、「近衛関白殿」は、家平・経忠の近衛家と解すればよいわけである。「公卿補任」,「尊卑分脈」によれば、経忠は元徳2年('30)正月26日、右大臣で関白となり(「超左大臣、希代也」(「補任」))同年8月これを罷め、建武元年('34)2月には右大臣に還任、氏長者となり、同年10月これを辞したが、翌年11月には左大臣にのぼった。しかるにその翌年(延元元年)8月15日、光明帝の踐祚と同時にふたたび関白となった(「依新帝詔為関白」)にもかかわらず、翌延元2年4月には出奔して南朝に参候した。これらによってみれば、経忠は明らかに大覚寺統方で、後醍醐帝に厚遇され、これに心を寄せていた。

他方、基嗣はその点経忠と対照的である。彼は元弘元年('31)以来、光厳朝の正慶元年('32)中も左大臣であったが、同2年5月17日後醍醐帝の詔命によってその職を停められ、以後散位のままで復任せず、ようやく経忠の出奔の後を承けて延元2年('37)4月16日、北朝の関白となり、翌年5月19日上表するまでその地位にあった。つまり基嗣は、持明院統系であった。

そこで、持明院統系に近い盛親入道が、その家に入出入して「御記」を見たという「近衛関白」は、経忠ではなく、基嗣を指すであろうし、盛親が「近衛関白殿にあり」と語ったのは、基嗣が現に関白であった延元2年('37)~暦応元年('38)のころ(すなわち持明院統の後伏見法皇が崩じて盛親が出家した後1年経ったころ)であったろう。(「近衛関白殿」とあるからには、現職の関白の家を指していると考えべきである。基嗣の後は、関白は一条経通、九条道教、鷹司師平、二条良基とつづき、近衛家からは出ていない。基嗣の辞任後であったならば、「近衛前関白殿」かまたは単に「近衛殿」と書いたであろう)。すると、この盛親の言葉を記した本段も、その時期に(すくなくともその時期以後に)執筆された、とみななければならない。

なお、作者は、「もりちか入道申し侍りしは、『……』と申しき」と書き、敬語を用いていないが、これは、兼好が盛親と、おそらく同年輩の、友人で、親しく談笑する気のおけない間柄だった

ために、敬語を略したのではなかろうか（224段「陰陽師有宗入道……」等参照）。徒然草においては、三位以上の公卿に対しては敬語を用い、四位以下には用いないのが通例であるが（102段の医師忠守や、136段の医師篤成など参照）、兼好は、盛親がまだ四位以下であった元弘2年（'32）以前からこれと親しかったところから、敬語抜きの表現をとったのもあろうか。

15（補1）. 62段（「延政門院いときなくおはしましける時……」）。

本稿第1項で述べたように、橋純一氏は、33段（「今の内裏作り出されて……玄輝門院の御覧じて……」）の執筆動機を、玄輝門院の薨去にあるとみて、この段の執筆年時を推測された。私もこの可能性を認めたい。しかしこの執筆動機の推測の仕方は、この段に限らず、これに類似する徴証を含む他の諸章段にも当然適用することができるはずであり、また適用すべきである。

33段に対する橋氏の推定は、

（三十段から三十一、三十二段へかけて）故人追憶といふことが一連の情緒として続いているのを感じるのである。ところが三十三段に至ると、文の表面では、単に玄輝門院の有職を讃嘆しただけの文で、決して門院に関する追懐とは解し得ないが、しかし門院の薨去が元徳元年（……）の八月三十日、御年八十四才であったことを思ひ合はせると、どうもその薨去の後あまり程たたぬ頃の筆ではないかと思へて来るのである（前掲書 23 ページ）。

というものであって、要するに玄輝門院の薨去の年時が、氏の推定される徒然草の他の諸段の執筆年時に近いところから、本段は同女院の薨去後の追憶談として記されたものであろう、と考えられたのである。また橋氏は「逐段執筆」を前提しておられるので、本段が第33段という本書のはじめの部分に位置しているところから、全篇の執筆期間の上限をも、この時期の前後、と結論された（「……徒然草は、元徳と改元された頃（一三二九年八月末……）前後から筆をとりはじめ……」〔30 ページ〕）。

ところが、62段（「延政門院……」）の問題になると、橋氏は、

門院は後嵯峨帝の第二皇女悦子内親王。一三三二崩、七十四。兼好のこの段の執筆時は、御在世中であつたらう。

と注された（134 ページ）。これは一体何を理由としての推測であろうか。理由はただ一つしか考えられない。すなわちそれは、延政門院の薨去時（1332年）が、橋氏自身の推測される徒然草全篇の執筆期間の下限（1331年9月）——「元弘の変勃発（一三三一年九月二十日……）までの或る時点に整理完結を見た」——よりも後である、ということによるのであろう。

玄輝門院も延政門院も、ともに84才と74才という高令で世を去り、しかも記事内容からすれば、33段が、橋氏自身も言われたように（上掲引用文参照）、格別追懐談とは思えないのに対して、62段は延政門院その人の幼少時の可憐な歌を主題としている点で、はるかに追憶談としてふさわしいものであるにもかかわらず、33段は薨去後の、62段は在世中の、執筆とされたのは、首肯しにくいことのように思われる。よって私は、延政門院の幼少時の可憐な歌の記事内容とする62段の執筆

の動機は、延政門院その人になんらかの関係のある事がら起こったことにあるだろう、と推測する一方、これまで検討、推定してきた33~163段中の諸段の執筆動機や執筆年時を考え合わせ、本段は、同女院薨去の元弘2年(1332)2月10日以後間もなく執筆されたものであろう、と思う。

16(補2). 114段(「今出川のおほい殿、嗟峨へおはしけるに、……賽王丸御牛を追ひたりければ……。……この高名の賽王丸は、太秦殿の男料の御牛飼ぞかし……」)

本段は、1.「今出川のおほい殿」、2.「賽王丸」、3.「太秦殿」、4.「……の男料の御牛飼ぞかし」、の4点について、通説に疑問がある。

1). まず「今出川のおほい殿」は、太政大臣西園寺公相を指す、とするのが動かぬ定説となっている。これは「駿牛絵詞」(「群書類従」所収)の、公相の祖父公経が後嵯峨院に隨身・牛飼を献じた、という記事の中に「さい王丸」の名がみえ、また、「賽王丸、冷泉大臣殿(公相)の御車を今出川殿のそう門の外より追ひて……」ともあるところからなされた推定であるが、私には大いに異論がある。公相の邸宅はたしかに今出川殿であったけれども、彼は、上の引用文にもある通り、「冷泉」を号したようであり、「尊卑分脈」にも「号冷泉相国」としか出ていない。また、もしこれが公相を指しているとすれば、徒然草の作者は、「おほい殿」(=大臣)とは言わず、「相国」と呼んだはずである。(徒然草では、太政大臣を極官とした人物は、たいてい「相国」「太政大臣」と呼ばれた(計9例)。他に「(右)大臣」が4例あるが、そのうち3例はそれぞれ特殊な理由があってそう呼ばれているもので例外にすぎない。また「おほい殿」は、ほかには「田鶴のおほい殿」が1例あるが、これは内大臣である。「今出川」を号し、左右内大臣を極官とした人物は、公相の孫、右大臣公頭でなければならない。「分脈」では、公頭は「今出河」と頭書され、さらに「号今出河」と傍記もされている。

2). もし「今出川のおほい殿」が公頭だとすれば、「駿牛絵詞」の「賽王丸」との世代・年令の関係が、隔たりすぎているように思えるかもしれない。しかし同書(この書は、記事中の諸徴証によって、後堀河院の第一皇女室町院時子の薨去の年、正安2年(1300)より7、8年あるいはそれ以上の年数を経たころの著作である。その点、旧版「群書類従」本の解題に、「文永を去る遠からざる時代」とあるのは当を得ていない)の記事によって知られるように、当時の牛飼は、3、4才のころから訓練を受け、高年に至るまでその職務についている。現に公頭の兄で、徒然草83段(先述第3項参照)に「竹林院入道左大臣殿」として出てくる公衡の日記「公衡公記」にみえる、正応2年(1289)正月23日、亀山院の御牛飼として、特に召出されて荒れ牛を取り鎮めた弥王丸は、後嵯峨院の時代に賽王丸とならび称せられた3人の牛飼のうちの1人である(「後嵯峨院御代ほどに、名をえたる御牛飼、かたをならべてめしつかはれたる事はべらず。孫太郎、たか法師、さい王丸……弥王丸……。これ四人の輩は、いまのちかき世の上手どもにて侍しか」(「駿牛絵詞」)、「……此間御牛有沛艾之氣、仍院御牛飼弥王丸、依帥卿下知參上取鼻下、尚長取繩又一揮、引出中門外退出了。……」(「公衡公記」))。すなわち弥王丸は、実に半世紀以上もの間、牛童をつとめていたので

ある。賽王丸は弥王丸よりも早く世を去ったけれども（「弥王は、さい王、たか王などもまかりしのは、一のものにて……」）、上記の正応2年（1289）のころまでは、弥王丸と同じく、彼も健在であった可能性が十分あるのである。

3)。「太秦殿」は、「大秦内府」を号した内大臣信清をこれに擬する説もあるが、信清は建保4年（1216）に薨じており、賽王丸と時代が合わないの、結局誰をさすか不明、とされている。しかし私は、これを突きとめることができたように思う。

今、上に引いた「公衡公記」の弘安6年（1283）8月13日の条に、つぎのような記事がある。（なお、この記事の一部は、「続史愚抄」にも引かれている）。

十三日、甲午、今日今出河院有御出家事是年来御素懐也、……今月相当故大秦禪尼  
十三年遠忌………仍有此儀。

この「今出河院」とは、西園寺公相の女、龜山院后嬉子であり、「大秦禪尼」とは、公相の室教子（太政大臣徳大寺実基女）で、嬉子にとっては養母に当る。また公衡・公顕の兄弟にとっては祖母に当る。（今出河院嬉子は同兄弟の叔母である）。かの「太秦殿」は、おそらくは公相の別業で、公相の死（文永4、1267）後、尼となった教子が住んでいたところから、教子を「大秦禪尼」と呼んだのであろう。

「駿牛絵詞」によると、公相が牛を好んで飼っていたことは明らかである（「冷泉の大臣殿、院へ進ぜられたりしあしくまと申しふしぎの駿牛も……」）。また同書には、「室町院、女宮にてわたらせおはしまししかども、牛の善悪をもしらせおはしまして、御このみ他事なかりしかば……」とか、「薄彩色。河内牛。女院（誰を指すか不明）ちかごろたぐひなく御秘蔵あり」とかいうような記事もあって、当時女性で牛を好む人のあったことが知られるので、公相とともに教子もその一人であったかもしれない。徒然草に、

この太秦殿に侍りける女房の名ども、一人は、ひさゝち、一人は、ことつち、一人は、はふはら、一人は、おとうし、とつけられけり

とあって、女房たちに、牛に関係ある奇名をつけた、というのも、公相か教子の好みによるものであったろう。

4)。「太秦殿」のあるじが、このように公相の死後は女性（太秦禪尼）であったとすれば、（徒然草の記事内容の当時は、禪尼はすでに他界していたであろうが——文永9、1272 歿——、この禪尼の13年忌を期して出家した上記の今出河院嬉子も、出家後「太秦殿」に住んだかもしれない）、この高名の賽王丸は、太秦殿の男料の御牛飼ぞかし、という一句の解釈もつくのではなからうか。従来、「男料の……」の読み方と解釈には諸説があり、最近では諸家一致して、「……の男、料の御牛飼ぞかし」と、切って読んでいる。だがこの読み方では、「男」と「料」の解釈にどうしてもしっくりしないところがある。これはやはり「男料の御牛飼」とつづけて読むべきであって、女性をあるじとする邸であったからこそ、男子用の牛（車）の牛飼と、婦人用のそれを区別して、「男料の……」と書いたのではなからうか。

さて、以上の諸事項をふまえて、114段の記事を考え直してみよう。

